

### 町議会議員選挙結果

## 10議席決まる

任期満了に伴う町議会議員選挙が2月20日に行われ、即日開票の結果、10人の新しい議員が決まりました。

当日有権者数	4,483人
投票者数	3,565人
投票率	79.52%
有効	3,547票
無効	18票

議員の任期は、3月6日から4年。町民の代表として地域住民の声を町行政に反映し、町の発展に貢献されるようご活躍が期待されています。

### 開票結果

*当選	前野由和	60歳	456票	中央
*当選	小笠原春行	79歳	359票	杉
*当選	小川智也	33歳	347票	高須
*当選	三谷幸一郎	58歳	340票	岩原
*当選	西村正尚	71歳	294票	八畝
*当選	都築正光	63歳	286票	大久保
*当選	重森一宗	66歳	274票	落合
*当選	上池如夫	49歳	270票	東土居
*当選	佐藤徳治	63歳	267票	馬瀬
*当選	今井安博	62歳	250票	東庵谷
	山中英榮	76歳	223票	上東
	藤丸高德	59歳	181票	穴内-1



昨年、中身の入ったライターによるごみ収集車両の火災が発生し、幸い大事には至りませんでした。正しいごみの出し方により防げていた事故でした。

こうした事故を未然に防ぐためにも、もう一度皆さんで確認していただき、正しいごみの出し方にご協力いただこうをお願いします。



### 燃えるごみ

町指定のごみ袋に入れて出してください。  
布団類・発泡スチロールなど、袋に入らないものはひもで結束し、指定のごみ袋1袋を付けてください。



### カン類

町指定のコンテナに入れて出してください。  
中身を使い切り、軽くゆすいでください。  
スプレー等は穴を開けて中身を抜いてください。



### ビン類

町指定のコンテナに入れて出してください。  
中身を使い切り、軽くゆすいでください。  
ビン等のキャップは取り外してください。



### 紙・布類・ペットボトル

ダンボール・新聞紙・雑誌・チラシは、ひもでしばってください。  
古着は透明または半透明のポリ袋に入れて出してください。  
ペットボトルはキャップとラベルを取って軽くゆすいで、指定のごみ袋に入れて出してください。



### 小型金物類

町指定のコンテナに入るものは入れて出してください。  
乾電池はビニール袋に入れ、他のものと混ざらないようにしてください。  
ライターは中身を完全に使い切ってから出してください。  
収集員が手で選別しますので、刃物類は分かるようにしてください。



### 粗大ごみ

嶺北広域清掃センター (☎76-3532)へ持ち込んでください。  
水銀体温計は、ビニール袋へ入れてください。  
大量のトタンは、1m幅に切断してひもで結束してください。



ペットボトルが燃えるごみの中へ混入していることがあります。ペットボトルは大切な資源です。きちんと分別していただくことで、ごみの減量化にもなりますので、ご協力をお願いします。  
このほか、詳しいごみの分別方法等については、下記までお問い合わせください。



問い合わせ先…住民課環境班 ☎972-0450

各家庭でごみの正しい分別を徹底するようご協力願います

### 自分たちの町は自分たちで守る！ 大豊町消防団出初め式

1月16日、農工センターで大豊町消防団出初め式が行われ、消防団員が一堂に会して新年を祝い、防火・防災への誓いを新たにしました。  
当日は、この冬一番の寒波襲来で町内各所で大雪となり、1時間遅れての開始となりました。



式では佐藤団長から、「過疎高齢化が進む中、防火・防災にとどまらず、住民に対し日常生活上のきめ細やかな交流や、近い将来発生するであろう南海地震に備え、団員数の維持確保にいつそうの取り組みが求められており、消防団に課せられている責務は非常に幅広く重いものがある」と訓示がありました。  
なお、昨年の町内火災発生件数は、4件でした。

### みんなで守ろう文化財！ 第57回文化財防火デー

1月26日と31日、町内文化財の防火点検と放水訓練を実施しました。  
昭和24年1月26日に、現存する世界最古の木造建造物の法隆寺(奈良県斑鳩町)の金堂が炎上し、壁画が消失したことを機に、毎年1月26日が「文化財防火デー」と制定されており、旧立川番所書院、豊楽寺薬師堂および定福寺の点検と訓練を行いました。



豊楽寺薬師堂での放水訓練

町内には多くの国や県指定文化財があり、それは町民はもとより国民県民共有の貴重な財産です。  
未来へ引き継いでいくためにも、日ごろから火の元には十分注意し、文化財愛護と防火意識の高揚に努めましょう。

### もう取り付けましたか？住宅用火災警報器

消防法が改正され、平成23年6月1日までにすべての住宅に、住宅用火災警報器の設置が義務付けられました。

- 「逃げ遅れ」により、毎年多くの方が住宅火災で亡くなっています。
- 寝室や階段等に取り付けることで、いち早く火災の発生に気づくことができます。
- 原則として寝室と階段(寝室が2階にある場合など)に設置が必要です。
- お近くの電器店やホームセンターなどで購入できます。

悪質な訪問販売等にご注意ください！  
消防署や役場が警報器を訪問販売することはありません。  
また特定の業者に商品を斡旋したり販売することはありません。



問い合わせ先…嶺北消防署 ☎76-2806 または、総務課庶務班 ☎972-0450

「消したかな」あなたを守る合言葉 (2010年度全国統一防火標語)